

「後見登記等に関する省令の一部を改正する省令案」に関する意見募集

法務省民事局では、後見登記等に関する省令（平成12年法務省令第2号）の一部を改正することを予定していますので、下記の要領により、これに対する皆様の御意見をお寄せください。

なお、皆様から頂きました御意見につきましては、当課において取りまとめた上、今後の省令改正の参考にさせていただきますが、提出された方の氏名（法人その他の団体においては、名称）、御意見の内容等を公開する可能性があること及び個々の御意見に直接回答することはないことをあらかじめ御了承願います。

意見募集要領

1 意見募集期間

令和3年10月8日（金）から令和3年11月8日（月）まで

2 意見送付要領

住所（市区町村までで結構です。）、氏名、年齢、性別、職業を記入の上（差し支えがあれば、一部の記載を省略しても構いません。）、郵送等又は電子メールにより意見募集期間の最終日必着で送付してください。

なお、電話による御意見には、対応することができません。

3 意見提出方法

○電子政府の総合窓口「e-Gov」の「意見提出フォーム」

○郵送

〒100-8977

東京都千代田区霞が関1-1-1

※ 宛先は「法務省民事局民事第一課」としてください。

※ 封筒に赤字で「パブリックコメント（後見登記等に関する省令の一部を改正する省令案に関する意見提出）」と記載してください。

4 問い合わせ先

法務省民事局民事第一課

○TEL：03-3580-4111 内線5965